

船橋労働基準監督署長殿

2007年2月23日

郵政労働者ユニオン船橋支部長
土屋純一

船橋郵便局において、以下のような労働基準法違反があり、早急に調査を行い適切な改善指導を行なうよう申告します。

1、36 協定違反

2006年12月から2007年1月の36協定締結期間において、合計85時間を越える残業実態がかなりあった。

2、労働条件の決定及び労働条件の明示に係る違反

2006年10月より集配営業課組み立てゆうメイトの所定労働時間が、1日4時間週5日制から、1日3時間週4日制に変更になった。これに伴い約70名の組み立てゆうメイト全員が雇用保険の適用から外れた。

しかし、組み立てゆうメイトの総労働量は変わらないため、1人1日当たりの労働時間が大幅に増えることになった。かなりの組み立てゆうメイトは1日5時間、6時間の労働時間になっている実態にある。年末始繁忙期には1日9時間勤務したケースもあった。

従ってかなりの組み立てゆうメイトが週20時間以上働いている実態にある。雇用契約と労働実態が大きくかけ離れているのである。こうしたことは雇用保険適用の偽装にも当たることは明らかである。

以上。